

静岡市葵区区民レポーター事業実施要領

1 目的

静岡市葵区は、区民意識の醸成と地域活性化を図るため葵区の魅力ある情報を区民自らがレポーターとなり静岡市葵区ホームページにその情報を提供し共有する「葵区区民レポーターによる葵 E 話」掲載事業を実施するものとし、その実施に関し必要な事項はこの要領に定めるところによるものとする。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 葵 E 話 静岡市葵区のホームページ上に設置する「葵 E こぼれ話」、「秘密の葵 E 話」、「写真が語る葵 E 話」により構成されるホームページをいう。
- (2) 葵区区民レポーター 葵 E 話へ情報を投稿する者（以下、「レポーター」という。）をいう。
- (3) 管理者 葵 E 話を管理する葵区役所地域総務課長をいう。

3 レポーターについて

(1) レポーターの対象者

レポーターの対象者は、葵区在住又は葵区に通勤・通学する中学生以上の個人で、記事及び写真の投稿が可能な者とする。

(2) レポーターの登録

レポーターに登録しようとする者は、葵区区民レポーター登録申込書（様式第 1 号）を管理者に提出するものとする。

(3) レポーター活動の停止

レポーターが活動を停止する場合は、葵区区民レポーター活動停止届（様式第 2 号）を管理者に提出するものとする。

(4) レポーターの登録の抹消

レポーターが次の各号のいずれかに該当する場合、管理者はその登録を抹消することができるものとする。

- ① レポーター活動の内容に適正さを欠き、区民の信頼を損なうものと判断されるとき。
- ② その他、管理者が登録の抹消を必要と認めたとき。

(5) レポーターの責務

- ① レポーターは、掲載内容に関する事項について一切の責任を負うものとする。
- ② レポーターは、投稿する記事及び写真に個人の情報がある場合は本人の同意を得ることとする。
- ③ レポーターは、投稿する記事及び写真が第三者の権利を侵害するものではないことを管理者に対して保証するものとする。
- ④ 第三者から、掲載内容に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、レポーターの責任及び負担において解決することとする。

4 掲載内容等について

(1) 掲載可能な情報の範囲及び内容

- ① 掲載できる情報の範囲は、静岡市葵区区民レポーター記事掲載基準（以下、「基準」という。）の規定による。
- ② 掲載できる情報の内容は、次の各号のとおりとする。
 - ア ^{あおい}葵 E こぼれ話 葵区における魅力ある場所や活動等に関すること
 - イ ^{あおい}秘密の葵 E 話 他の地域にない、葵区のみ珍しい情報・隠れた情報に関すること
 - ウ ^{あおい}写真が語る葵 E 話 葵区における後世に残したい風景、場所、思い出の地などの写真とそれに関すること

(2) 掲載の構成

掲載の構成は、原則として次のとおりとする。

- ① **タイトル** 30文字以内
- ② **内容** 400文字以内
- ③ **写真** 1枚当たり1MB以下とし、2枚までとする。
- ④ **レポーターの氏名** 匿名等も可とする。

(3) 掲載の期間

情報を掲載する期間は、管理者が決定する。

(4) 情報掲載料

情報掲載にあたっては、葵区の区民意識の醸成と地域活性化を図ることを目的としたものであることから ^{あおい}葵 E 話の掲載に係るレポーターの費用負担はないものとする。

(5) 掲載内容の協議等

- ① 掲載内容の表現等については、静岡市葵区役所及び静岡市葵区ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことがないよう、管理者がレポーターと協議することができる。
- ② 管理者は、前項によらず、静岡市葵区ホームページの表現にふさわしいものとするため、その掲載内容の修正等を行うことができる。

(6) 掲載の決定

- ① 管理者は、レポーターから送付された掲載情報について、基準により掲載の可否を決定する。
- ② 管理者は、掲載を可能と決定したときは、投稿を受け付けた日から起算して30日以内に葵E話あおいに掲示する。

(7) 掲載内容の変更要求

管理者は、掲載情報の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、レポーターに対して掲載内容等の変更を求めることができる。

(8) 掲載の取消し

管理者は、次の各号に該当する場合には、レポーターへの催告その他何らの手続きを要することなく、掲載を取り消すことができる。

- ① 「(7) 掲載内容の変更要求」による掲載内容等の変更の求めにレポーターが応じないとき。
- ② その他、情報掲載が適切でないと管理者が判断したとき。

(9) 著作権

あおい葵E話に掲載された記事・写真の著作権は静岡市に帰属するものとする。

5 投稿の方法等について

(1) 投稿の方法

レポーターは、葵区役所地域総務課宛に郵送、電子メール又は持参の何れかにより掲載申し込みを行うものとする。

- ① 郵送の場合は、葵区区民レポーター投稿用紙（様式第3号）により掲載申し込みを行うものとする。
- ② 電子メールの場合は、葵区区民レポーター投稿用紙（様式第3号）に記載された項目をメール本文に記載のうえ掲載申し込みを行うものとする。

(2) 投稿に要する費用等

記事及び写真の作成等投稿に要する費用は、レポーターの負担とし、投稿された記事及び写真は返却しない。

6 その他

(1) 葵E話の廃止及び停止

管理者が、次の各号に該当すると認めるときは、葵E話を廃止、又は停止することができる。

- ① 管理上、重大な問題が発生したとき又は発生する恐れがあるとき。
- ② 投稿が少ないと判断されるとき。
- ③ 管理上、一時的な中断が必要と判断したとき。

(2) 施行期日

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。